

令和5年度（令和4年度交付）

財政援助団体等に関する監査結果報告書

犬山市監査委員

第1 監査の対象（令和4年度交付分）

【対象団体】

公益社団法人 犬山市シルバー人材センター

【対象補助金等】

犬山市シルバー人材センター運営費補助金

【所管部課】

健康福祉部 高齢者支援課

第2 監査の期間

令和5年10月30日から令和5年12月25日まで

第3 監査の場所

犬山市シルバー人材センター
監査事務局

第4 監査の方法

犬山市会計基準に準拠し、令和4年度における市が交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、目的に沿って事務事業が適正に実施されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

また、所管部局に対しては、当該団体に対する指導監督が適切になされているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第5 対象団体の概要

公益社団法人 犬山市シルバー人材センター

法人名称	公益社団法人 犬山市シルバー人材センター
事務所所在地	犬山市松本町二丁目7番地
設立の目的	センターは定年退職後等において、臨時かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需要の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣の定めるものに限る。）に係る就業を通じて自己の労働力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
設立年月日	昭和57年10月1日
主な事業	(1) 臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業 (2) 臨時かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための職業紹介事業及び労働者派遣事業 (3) 高齢者に対し、臨時かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業 (4) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談を行う事業 (5) 高齢者の安全かつ適正な就業を促進するために事故防止の啓発等を行う事業 (6) センターの活動等について周知を図る事業
補助金等名称及び金額	犬山市シルバー人材センター運営費補助金 21,679,000円

第6 監査の結果及び意見

○公益社団法人 犬山市シルバー人材センター

令和4年度に犬山市シルバー人材センターへ交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管部局の指導状況等について監査した結果、次のとおり改善、是正を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、その措置を講じられたい。また、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

〈公益社団法人 犬山市シルバー人材センターに対して〉

【指摘事項】

- ① 犬山市シルバー人材センター運営費補助金については、令和4年度中に要綱の見直しがあり、主な内容は、同センターの事務局長及び常勤固有職員に係る人件費分（前者は1／1、後者は1／2）を補助金額の算出根拠とするものであった。しかしながら、要綱を改正するという事前情報を得ていたものの、補助金を貰う側として当該改正内容を十分把握せず、人件費について実際に支払った額ではなく、当初予算編成時に積算した予定額のまま補助事業等実績報告書を提出されていた。従来、毎年度されていた精算（補助金額増減の算出）の意識が欠けた処理であったと言わざるを得ない。必要に応じて自ら情報を入手するなど、担当課との情報共有・情報交換を適宜行い、補助金に係る事務が適切に行われるようにされたい。

- ② 備品台帳に記載されている内容（物品、数量、置き場所など）と現物の照合を行ったところ、既に廃棄されている物品が台帳上に残っていたり、保管場所に異動があっても台帳が修正されていなかったりしていた。台帳の加除を確実にされたい。

【意見】

- ① 同センターが保有する車両は全て保険に入っており、その証書や車検証の写し等は一つの金庫に保管されていたが、契約期限切れの証書など不要と思われる書類も複数混在していた。必要時に、速やかに手に取ることができるよう整理されたい。

〈高齢者支援課に対して〉

【指摘事項】

- ① 犬山市シルバー人材センター運営費補助金に関し、令和5年3月31日付けで同センターから提出された令和4年度の実績報告書の人件費に係る添付資料が、上記のとおり予定額のみで、実際の支出に係る資料は添付されていなかった。これを看過し、実質的な精算がされないまま、交付決定した額どおりに補助金額を確定し、通知されていた。

監査時における指摘後、見直しがされ、その結果、補助金を払い過ぎていたとの報告を受けたが、補助金額の確定にあたっては、精算は必ずあるという前提で、添付資料の有無、内容の精査、入念な再計算等を複数の者により行うようにし、確定した額について後から過不足が生じることがないように、確認事務を徹底されたい。